

目 次

○第1号（7月13日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
町長挨拶	3
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結について	4
町長挨拶	16
閉 会	17

平成28年第1回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成28年7月13日（水曜日）

議事日程 第1号

平成28年7月13日（水曜日）9時30分開議

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結について
(提案・質疑・討論・表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議 長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

町長挨拶

議 長（岸 祐次君） 平成28年第1回吉岡町議会臨時会の開会するに当たり、町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

7月中ごろになりますと、梅雨明けはいつなのかということで気になるところですが、過去には、梅雨明け直前の大雨による土砂崩れなどの災害が起きております。ことしの梅雨明けはそのような災害発生がないことを願うところでもあります。

夏には、各地域で夏祭り等が開催されるようですが、地域住民の皆さんのつながりがより一層強められると考えております。

大変お忙しい時期に臨時議会の開催をお願いしたところ、ご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には、平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結についての議案1件を上程させていただきました。ぜひとも議決いただきまして、円滑な工事の進捗に努めたいと考えておるところでございます。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

どうか、皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話さまになります。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議 長（岸 祐次君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより平成28年第1回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において15番小池春雄議

員、1番富岡大志議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結について

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1つ、契約の目的は、平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事です。

2番目といたしまして、契約の方法は、条件つき一般競争入札による契約であります。

3番目に、契約金額は2億9,052万円。

4番目といたしまして、契約の相手方は、小野里・森喜平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事特定建設工事共同企業体、代表者、群馬県前橋市下小出一丁目1番2号、小野里工業株式会社、代表取締役小野里拓也。構成員、群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田731番地、森喜建設株式会社、代表取締役森田喜代治であります。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 吉岡町立明治小学校増築工事は、平成28年6月30日に条件つき一般競争入札によりまして、予定価格事前公表のもと、入札参加業者4社の特定建設工事共同企業体により入札が執行されました。参加した業者名については、資料の2ページ目、「入札執行調書」のとおりでございます。

続きまして、資料の1ページをごらんください。建設工事請負仮契約書になります。

- 1、工事名、平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事。
- 2、工事場所、吉岡町大字北下地内。
- 3、工期、吉岡町議会議決の日から平成29年3月10日。
- 4、請負代金額、税込みで2億9,052万円。
- 5、契約保証金、請負代金額の1割、2,905万2,000円。

受注者につきましては、先ほど町長より説明がありましたので省略させていただきます。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものでございます。

続きまして、工事の概要ですが、資料3ページをごらんください。

平面図になりますが、本校舎南のプール跡地に鉄筋コンクリートづくり2階建て特別教室5部屋と準備室2部屋、男女別トイレの建築であります。

続きまして、資料4ページをごらんください。

- 1階に理科室、多目的室、少人数教室、理科準備室、男女トイレを建築いたします。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

- 2階に図工室、視聴覚室、図工準備室を建築いたします。

1階の床面積ですが、420平方メートル、2階床面積420平方メートル、合計840平方メートルの計画です。

新築校舎と本校舎を結ぶ渡り廊下の増築も行います。

以上で新築工事の概要となります。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

- 13番（山畑祐男君）** 校舎の工事の概要については、今説明があったので理解するんですが、なぜ校舎を増築しなければいけないかということの説明がなかったと思うんです。多分、もうこれは皆さんご存じのように、生徒数の増員ということでやるんだと思うんですけれど

も、その辺の説明をしていただいて、やはり将来的なもの、例えば吉中なんかでも生徒がもうふえて教室が足りなくなっている、そんなところも将来的なものもあると思うので、明治小の場合、将来的に生徒数がどういうふうにあふえていくか、どの程度の予測、そんなものの説明があればもっとよかったかなと思うんですけども、いかがですか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 教室不足による今回の増築工事になりますが、今年度、平成28年度につきましては、1学年から6学年まで、合計19クラスでやっております。現在、受け入れ可能な普通教室が20クラスでありまして、今年度に関しては1教室の余裕があります。しかし、来年度の入学予定者数から申し上げますと、1学年から6学年で21クラスになります。収容可能20普通教室ですので、1クラス足りなくなってしまうということで、特別教室棟を増築いたしまして、現在の特別教室を普通クラスに改修するという内容になっております。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。15番小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） まず第1点でありますけれども、この契約書の中に「合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結する」ということのその別添の契約条項の提出を求めたいと思います。

それから、その下にあります「請負者は、別紙の共同企業体協定書」とあるんですが、ちょっとこの別紙の企業体協定書の提出を求めます。

それから、3点目ですけれども、その中にあるんでしょうけれども、特に瑕疵担保責任についてはどういうふうになっているかについてをお尋ねをいたします。

それから、この工事の1、2、3、4、5、6という説明をしましたがけれども、この中において、6番目の解体工事に要する費用、金額幾らなのか。それから、その対象外工事、本書とは別になっていますけれども、これはどうなっているのか。ここの金が総体で出てきますので、この分が幾らなのかというものが説明あると思うので、それを出していただきたい。

それと、町が示した予定価格というのがありますよね。これがどうなっているかということもお願いします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） お尋ねのまず1点目の別添契約書の提出になりますが、これは提出してもよろしいでしょうか。

議長（岸 祐次君） ただいま別添契約書の提出についてお諮りがありました。

別添契約書について提出することに、皆さん異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認め、別添契約書の提出を認めます。

南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 2番目のお尋ねの共同体の協定書になりますが、教育委員会事務局としては、入札に関する資料はございませんので、担当の財政のほうにお願いできればと思うんですが。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） こちらの今手元がないので、済みません、お時間をいただきまして。お許し願います。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 3番目の瑕疵担保についてのご質問であります。これは後ほど契約書のほうの提出をさせていただきますが、契約書の41条に明記されておりまして、そちらのほうで確認をされております。また契約書を見ながら説明させていただきます。

続きまして、4番目の解体工事ではありますが、今回は解体工事はありませんので含まれておりません。

5番目の予定価格ですが、財務課長のほうでお願いします。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 今回の工事の契約価格は2億7,010万円です。

議長（岸 祐次君） それでは、ここで書類が整うまで暫時休憩します。

午前 9時55分休憩

午前10時22分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） お尋ねの3点目の瑕疵担保についてご説明申し上げます。

用意させていただきました契約約款の41条をごらんください。

4 1 条に瑕疵担保が設定されております。今回の明治小学校増築工事に関しては、(A) が該当しております。(A) というものについては、4 1 条の 4 番目のところに書いてありますが、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第 9 4 条第 1 項に規定する住宅の新築請負契約」、この項目が該当しておりますので (A) を採択しております。以上です。

議長 (岸 祐次君) 大澤財務課長。

[財務課長 大澤弘幸君発言]

財務課長 (大澤弘幸君) 特定建設工事建設共同企業体協定書につきましては、A 4 版 3 枚つづりホチキスどめの用紙となっております。よろしく願いいたします。

議長 (岸 祐次君) 先ほどの小池議員の質問の中の、例えば契約書の 6 番の解体工事に関する費用等、例えばその後ろに「対象外工事」という文言が入っておりますけれども、この対象外工事について、再度説明を求めます。

南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長 (南雲尚雄君) 仮契約書のかがみの 6 番、解体工事に要する費用等「対象外工事」という記載がされています。この「対象外工事」でありますけれども、建設リサイクル法の対象工事でない場合は「対象外工事」と記載するということになっております。今回の明治小学校増築については、リサイクル法の対象ではありませんのでこういう表記になっております。以上です。

議長 (岸 祐次君) ほかに。小池議員。

[1 5 番 小池春雄君発言]

1 5 番 (小池春雄君) 今の回答、ちょっとわかりにくかったですけれども、今まで町の議会に建設工事請負契約約款という、これがずっとそちらから置いておいて、これを見てやりなさいということでした。

それで、今改めて出されたのが、この約款の 4 1 条の (B) が、今度これはみんな消されているんですね。消えているんですね。今までののはこれはみんなあったんです。あるんです。この中で、私はどれかなと思うわけですよ。そうしますと、私たちは、これを見ていましたら、どれになるのかなと思ったんです。そこに今出されたら、今度はこれに線が引いてあるんですけども、これは 4 1 条の (B) が消えているんですけども、これはどういうことなんですか。

議長 (岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言]

教育委員会事務局長 (南雲尚雄君) 先ほど申し上げたとおり、(A) と (B) がありまして、今回、

(A) を採択している理由ですが、申し上げたとおり、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する」請負契約ということでありますので、(A) を選択し、(B) については全部削除というルールというんでしょうか、規則になっております。以上です。

議長(岸 祐次君) 小池議員。

[15番 小池春雄君発言]

15番(小池春雄君) さっき言ったのは住宅という話でしたね。これは学校も住宅になるんですか。その中で、だからもう町のその請負契約の中の(B)というのとはなくなったんですか。それとも、採用しなかったのか。これ残っているかどうか、まずそこからスタートしたいんですよ。これは線が引いてあるけれども、これはもうなくなったんだかどうかかわからない。これはなくなっているんですか。あるんですか、これは。あるんですか、ないんですか。ちょっとイエス・ノーで答えてくれますか。そうすれば次の、もうこれで3回目でおしまいなんだよ。これはあるんですか。イエスカノーかで。

議長、いいですか。これは2つあるんですけれども、これが削除されたのか。こうなっているということは、今回これを使わなかったというのならわかるんです、(B)を。でも、そもそもこれがもう最初からなかったんだといえ、もう約款そのものだから、議会に提出すべきものが違うんだから、それはちゃんとしてもらわなければ困ることなんだ。

それで、だから、その中で(B)のほうですと、できた建物の雨漏りとか、建設してから何年たって雨漏りがすると。いつもは問題であればその問題点は瑕疵担保責任で、それはつくった業者のほうは8年もたってから不良工事だったからやり直せと言われても困ると。でも、受注したほうは当然それは瑕疵担保責任ではないかと。だからそれはちゃんとその補修工事はすべきだということまで契約の中でしっかりうたわれているか、うたわれていないかによって後の問題が出てくるわけなんですよ。だから、契約というのは金額も契約です、当然ね。だけれども、その中のこういう今言ったような契約事項というのでも議決案件です。これもこういう条件で今回の体育館つくりましたよというのは、それはもう5年後、10年後のことも業者の責任ですから、そうすると、だから今話を聞いていると、法律が変わったのでこれを削除したような話なんですけれども、削除したんだから最初からそれはもう、その時点で、分かった時点で、町の議会に、皆さんのほうが建設工事請負契約約款、これが変わったのなら変わったんですよ。これも改正しなければならぬですよ。でも、変わったことは何も示されていません。きょう示されたものは、これに線が引かれていることなんですよ。引かれているということは、これはなくなったということ、きょうは、今回これを採用しなかったからということではないですよ。そこがわからない。だから、その辺も含めて、ちゃんと瑕疵担保責任がどうなっているか

についても理解できる回答をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの説明だったんですけれども、幾らでしたかという、ここで言っている契約は、その請負代金額というのは2億9,052万円なんですよね。これは、私のさっきの質問では、予定価格は幾らでしたかという、これは契約では税込み。さっき聞いたのでは、税別の回答なんですよね。そういう回答をしないで、税込みなら税込み、税別なら税別で一緒にやってくれないと、聞いているほうは皆さんが言ったことが込みなんだか別だかわからないんだよ。言っているほうはわかっているかもしれないけれども、聞いているほうはわからない。だから、込みで幾らです、別で幾らですという回答をしてもらわないと理解しにくいですよね。恐らく、これで見ると町が決めた価格で上の議決ではないだろうから、税別価格だというふうには理解するんですけれども、そこはしっかりと答えていただきたいというふうに思います。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 41条の（A）、（B）の選択についてなんですけど、先ほども申し上げたとおり、（A）を選択した理由というのは住宅の建築にかかわるもので（A）の選択になります。（B）の選択の場合は、住宅新築請負契約以外で（B）を選択することになっておりますので、当然、今回の工事については（A）を選択する内容になります。

そこで、瑕疵担保の内容になりますけれども、2項のところ、「瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10年とする」ということが明記されております。

教育委員会のほうは以上になります。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 予定価格2億7,002万円、税抜の価格でございます。申しわけありません。（「まだ回答が得られないんですけれども」の声あり）

議長（岸 祐次君） では、認めます。小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） さっき言いましたけれども、今まで議会に示していたこの工事請負契約約款、私たちはこれを見ていたんですよね。きょう示されたのはいつの間にか41条の（B）が削除になっているんですよ。私たちはこれを見てやっていたんだよね。これを見てやった。これあるんですよ。これは今示したのは削除なので、こんなペテンみたいなことをやっていいんですか。それはだからそちらの責任としてちゃんと、それは教育委員会

だからそれは総務課だかどこだか知らないよ。だけれども、そこはちゃんとしてくださいよ。

今質問したからこれが出てきたんだけど、約款そのものがこっちに議会に示したものはこれはない。あるんだよ。これが削除になっているんだよ。

議長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教育長（大沢 清君） ただいまの小池議員の41条の（A）、（B）に関してなんですけれども、これは議会のほうに設置をお願いしておりますのは、これは国土交通省が定めております公共工事の契約に当たって標準約款というものが 있습니다。それを使う公共工事については標準約款を使うということになっておりまして、その標準約款の中に建築に伴うものと工事によって土木の工事、それから、建築の工事と大きく分けて公共工事があるわけです。その中の建築工事にかかわるものについては瑕疵担保の（A）を使うと、こういうことになっておりまして、土木、例えばダムですとか、道路ですとか、そういう土木工事を主とするものについては、この瑕疵担保の（B）を使うと、基本的にはそういうことになっております。

そういうことで、これは標準約款が議会のほうにありますので、どちらかを選択することによって契約の時点で削除をするという、そういうことになっております。ですから、局長が申し上げておるとおり、建築工事でございますので、（B）のほうの瑕疵担保部分を（B）のほうの約款の部分から削除させていただいて、建築工事でありますので、（A）のほうを選択したと、そういうことになっておりますので、両方、これは改正になったということではございませんので、その辺のところをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 2点ほどお尋ねしたいんですけども、特定建設工事建設共同企業体協定書の第4条、「当企業体は、平成28年6月1日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3カ月を経過するまでの間は、解散するものとする」。2項、「建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする」ということで、2項は理解できるんですけども、1項の「6月1日に成立し、履行後3カ月を経過するまでの間は、解散するものとする」というのはどうも意味が、文章を私は理解できないので、説明をお願いしたいということと、もう一つ、先ほどの瑕疵担保について「重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10年とする」ということで書いてあります。コンクリー

トの頑丈な建物です。この期間を10年にした根拠を教えてくださいと思います。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） この文言につきましては、済みません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、お時間をいただきたいんですが。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 瑕疵担保の41条（A）に書いてあります2項ですかね。「請求を行うことができる期間は、10年とする」、その根拠というご質問ですけれども、国土交通省が決めた標準約款でありますので、それに基づいて（A）を選択したので10年ということになります。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今、国交省の規定という回答だったと思うんですけども、民法上、やはりもっと長いと思うんです。これはコンクリートで頑丈ですから、例えば、15年後、多分、耐用年数は30年とか、そういうロングの期間だと思うんですよね。それに対して10年というのは余りにも短過ぎると思うんです。木造は中を見ることができますけれども、コンクリートですからなかなかその辺の「重大な過失」ですから、そういうのを見ることはできないです。

そうすると、10年の保証というのは、ちょっと短いような気がするんです。国交省がそうだからということと右へ倣えということだと思うんですけども、その辺のところはこれからもあると思いますので、よく検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ただいま10年が短過ぎるというお話で、民法上の問題もあるのではないかとということですが、この94条第1項の中には、民法第634条第1項及び第2項という項目がありまして、「規定する担保の責任を負う」ということを含めた中で、この94条1項の中で10年というものを設定しております。以上です。

議長（岸 祐次君） ここで暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前11時05分再開

議長（岸 祐次君） 会議を再開します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 大変時間を割いていただきまして、大変申しわけないと思っております。

山畑議員からの質問の第41条の件については、もう一度説明をさせます。その後、この特定建設工事建設共同企業体協定書につきましても、もう一度説明をさせます。その中でご理解をいただければというように思っております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

約款のほうはよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、協定書のほうの説明をさせます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 特定建設工事建設共同企業体協定書につきまして、先ほど山畑議員からご指摘があった第4条第1項でございますが、最後のほうのところで、「解散するものとする」とありますが、これは誤りまして、正しくは「解散することができない」が正しいものです。この協定書につきましては、訂正をいたしまして、業者のほうに再提出をするようにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 駒寄小学校の北校舎の建設を対比して質疑をさせていただきます。

駒寄小学校の北校舎、数年前にできました。その理由は、先ほど事務局長からありましたように教室数の不足があるということで建設をしたわけです。

そこでお尋ねしますけれども、契約金額は消費税を抜いて2億6,900万円と。予定価格が2億7,000万円ですから、落札率99.何%だというふうに理解をしておるわけなんですけれども、駒寄小学校の北校舎はたしか予定価格が1億2,000万円ぐらいで、実際はたしか8,000何百……、9,000万円ぐらいで落札したのではなかろうかという記憶があるんですね。それで、教室数が不足しているからつくるんだという理由は明治小学校のこの議案も全く同じなんですけれども、中身につきましても、本校舎にある多目的室を増築棟に設けて、本校舎にある多目的室を普通教室に変えて児童数の増加に対応するんだという理由も全く同じなわけです。

そうすると、駒寄小学校の北校舎の面積ですね。延べ面積が、明治小学校、この議案の増築のものほとんど同じではないかなというふうに思うんですけれども、そうやって見ると、落札金額というんですか、これは落札するかどうかわかりませんが、およそ

3倍強の金額の開きがあるわけです。目的も同じ、それから教室数の不足を補って多目的室をつくるという理由も同じ、面積も同じ。だけれども、かかる費用は3倍強と。これを見ますと、やはり、たしか駒寄小学校の北校舎というのは軽量鉄骨でつくったのでないかなという記憶があるんですね。これは今明治小学校のこの議案書のほうは鉄筋コンクリートづくり、RC工法でやるということで、それが理由なのかなというふうに思うんですけども、なぜ目的も、それから内容も面積も同じなのに、値段が違うのか。見ると、鉄筋コンクリートと軽量鉄骨だからということかと思うんですけども、そういうことであるならば、なぜ鉄筋コンクリートなのかということの一つ聞きたいのと、それともう一つは、やはりこれだけお金がかかりますから、財源といいますか、手当でどうするんでしょう。当然、国から補助金等がいただけるというふうに思うんですけども、その比率ですね。国の補助金とか何分の1で、4分の2で、2分の1で、吉岡町は4分の1なのか。その辺の比率を教えてくださいと思うんですけども。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 明治小学校の特別教室棟のRCになっている理由ですけれども、これは今回、防衛省の補助事業をいただいておりまして、防音対策がされております。その防音対策をする一つの条件として音を密閉するということがありますので、RC構造でないとその防音対策ができないということで、防衛省との協議が成り立っております。

それから、財源につきましてですけれども、今回、今申し上げた防衛省の防音の補助事業、それから文科省の校舎の建築の補助事業等があります。比率というお話ですが、これは比率はありません。というのは、防音に関しては、例えば防音をすることによって教室内が密閉されます。窓を閉めて密閉します、防音のために。そのときに、当然、暑さ対策、寒さ対策は対応できませんので、窓を閉めた状態で、例えば冬場だったら暖房をしなければいけない。暖房をするということになりますと、普通ですとブルーヒーターみたいな形で温風機。ところが、防衛のほうは温風機が使えませんので、全て空調でやらなければいけない。それで、そのブルーヒーターと空調との差額を防衛のほうで出していただけると同時に、防音対策するために天井の材質、窓枠の材質等が変わってきますので、それが文科省基準との差額分が出たときにはそれが補助事業というようになる。

また、文科省については、床面積1平米当たりの建築基準というものが決まっております。それに対して、延べ床面積で出しておりますので、補助率というものでは計算ができないものになっております。よろしいでしょうか。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 率ではなくて、この2億6,900万円のお金を使うわけですけども、町は幾らお金を使うんですか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） この請負金額の2億9,052万円の内訳になりますが、文科省の補助金額が8,412万3,000円、これは全体の割合から行きますと3割程度。防衛省の補助金ですけども、3,044万4,000円、全体の割合から行きますと約10%。ですから、全体のうち40%が補助事業で、残りの60%が単独事業という形になりまして、単純計算ではありますが、総額から補助金を引いた1億7,595万3,000円が単独事業になります。以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。平形議員。

〔1 2 番 平形 薫君発言〕

1 2 番（平形 薫君） 先ほどの説明ですと、児童数がもう間もなく20クラスでは対応し切れないと、切迫しているという話ですよね。ですから、これを建設するということなんですけれども、あそこは場周経路ですから、防音対策が必要であると。防音対策をするためには補助事業、補助金をいただくためには鉄筋コンクリートづくりでないと申請ができないということかなというふうに思うんですけども、少なくとも駒寄小学校の北校舎も耐震施工になっているはずですし、しかも空調機器はそろっています。したがって、どこが違うかといったら、防音対策ですかね。それをいただくために鉄筋コンクリートづくりでなければだめなんだと、こういうことなんでしょうけれども、もう数年前から駒寄小学校も明治小学校も生徒数がどのくらいに、これから10年先になるんだという推測のデータを教育委員会はお持ちであろうかなというふうに思うんですね。今この鉄筋コンクリートで使って、今1億7,500万円は町でつくとおっしゃっていますけれども、少なくともこの鉄筋コンクリートで30年、あるいは一般的には60年の耐用年数があると思うんですけども、30年後、40年後に児童数がどうなっているかという、それは減少しているはずなんですね。国の推計ではそうになっています。そういうときに数年前からその伸びがわかっている、かつその数十年後も児童数の大まかなところができているにもかかわらず、なぜ鉄筋コンクリートでつくるのか。防衛の補助をいただくためにはどうしても必要だと、それはわかるんですけども、そうじゃなくて、もう少し金をかけないで駒寄小学校北校舎8,000万円か9,000万円できているわけなんですけれども、1億数千万円も7,000万円もかけないでつくる方法は検討なされたのかどうかお聞きしたい。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 駒寄小学校の北校舎との比較というご質問ですけれども、当初、駒寄小学校北校舎も鉄筋コンクリートづくりで計画をしておったんですが、私が聞くところによると、工期がないところで校舎の増築をするということでプレハブ構造で入ったと。そのときに、8,000数百万円の請負金額というのは入札の結果でありまして設計金額ではないというふうにも聞いております。

プレハブと、じゃ鉄筋コンクリートの工事価格はどのぐらい違うのかというと、そんなに差はないというような話も聞いております。プレハブのメリットを最優先させたということで、工期の短縮という目的でプレハブになったというふうにも聞いております。

また、防音をするためには、やはり鉄筋コンクリートということになりますので、その辺はご了解いただければと思います。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ここで委員会付託に関してお諮りします。

ただいま、議題となっております議案第34号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第34号 平成28年度吉岡町立明治小学校校舎増築工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の会議を閉じます。

町長挨拶

議 長（岸 祐次君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長（石関 昭君） 閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

長時間にわたりまして審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

議案1件ということで上程させていただきましたが、慎重審議の可決をいただきましてありがとうございました。

梅雨明けも近くなり、本格的な暑さがそこまで来ているようにも思っております。熱中症が新聞・テレビ等のニュースで話題になっている季節を迎えますので、議員の皆様方におかれましては、お体ご自愛いただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にさせていただきます。

本日は大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成28年第1回吉岡町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 小 池 春 雄

吉岡町議会議員 富 岡 大 志